

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社ティー・ワイ・プロダクツ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 堀内 保典
 - (3) 所在地：奈良県大和高田市磯野町7番12号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
（平成30年5月9日認定）
認 1708012251、認 1708012252、認 1708012253

- 3 措置内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和元年11月15日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 措置理由
平成29年1月1日から平成30年6月30日までの期間において、時間外労働に係る割増賃金の不払について不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。